

# 佐賀市下水道事業ウォーターPPP導入可能性調査業務委託特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、佐賀市（以下「発注者」という。）が発注する佐賀市下水道事業ウォーターPPP導入可能性調査業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

### 第2条（業務の目的）

本市では先に検討した「佐賀市下水道事業ウォーターPPP基礎調査」において、富士地区の特定環境保全公共下水道事業（富士南部処理区）と周辺の農業集落排水事業（8地区）の全ての施設を対象としたウォーターPPPレベル3、5の導入を推進する方針を定めている。

本業務は、この方針に関して、現状の事業運営等の分析を行った上で、ウォーターPPPに関わる事業スキームの詳細検討、VFMの算定、導入スケジュールの策定、民間事業者への参入意向調査等を実施し、それらを基に導入可能性を検討するものである。

### 第3条（疑義）

本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議し、その指示に従うものとする。

### 第4条（前払い）

前払いは契約金額が300万円を超える場合、30%の範囲で支払うことができる。

### 第5条（法令等の遵守）

受注者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### 第6条（業務計画）

受注者は、契約後すみやかに業務計画書を作成し、担当職員に提出して承諾を得なければならない。

業務計画書には、契約図書に基づき、業務概要・実施方針・業務工程表・管理技術者・照査技術者・担当技術者・職務分担表・打合せ計画・連絡体制（緊急時を含む）等を記載すること。なお、技術者については、資格の登録証書あるいは事業主が認めることを証明する書類を添付するものとする。

承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

#### 第7条（管理技術者、照査技術者及び担当技術者）

受注者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

#### 第8条（関係官公庁その他への手続き等）

- 1 受注者は、業務実施のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続きを担当職員と打合せの上、受注者において迅速に処理しなければならない。
- 2 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けた際、遅滞なくその旨を担当職員に申し出て協議するものとする。

#### 第9条（土地の立入り等）

- 1 受注者が業務のため国、公有又は私有の土地に立入り又は、一時使用する場合はあらかじめ担当職員に報告し、土地所有者の承認を得て行うものとする。
- 2 土地の立入りを行う場合、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があった時はこれを提示しなければならない。
- 3 地元住民と十分協調を保ちいたずらに摩擦等を起こさないよう心掛けなければならない。特に、みだりに地元住民の感情を刺激することがないよう言動には十分注意しなければならない。
- 4 作業の必要上生じる土地の使用、伐採、工作物の除去又は一時使用する時はあらかじめ担当職員に報告するとともに、必ず所有者の承諾を得なければならない。この場合、伐採、工作物の除去は最小限にとどめるものとする。

#### 第10条（守秘義務）

受注者は、作業の処理上知り得た秘密を他に漏洩してはならない。また成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の許可なくして他に公表、貸与及び使用してはならない。

#### 第11条（工程管理）

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

#### 第12条（成果品の審査）

- 1 受注者は、業務完了後に佐賀市上下水道局の成果品審査を受けなければならない。本業務は、検査時の成績評定を「合格」「不合格」の2通りで行う。なお、検査に合格しないときは、直ちに指示された箇所を訂正しなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定に関わらず、成績評定を希望する場合、契約締結日から1週間以内に協議すること。協議の結果、評定を行う場合、監督員は財務課に通知すること。
- 3 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

#### 第13条（引渡し）

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、佐賀市上下水道局の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

#### 第14条（暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置）

暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。また、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

## 第2章 業務範囲（施設）

### 第15条（対象事業）

事業区分	処理区/地区名	供用開始	面積	計画処理人口
特定環境保全公共下水道事業	富士南部処理区	H14.4	80.9 ha	1,300人
農業集落排水事業	無津呂地区	H 9.5	40.0 ha	790人
〃	藤瀬地区	H13.4	35.7 ha	780人
〃	杉山地区	H11.3	5.1 ha	200人
〃	合瀬地区	H11.4	9.3 ha	190人
〃	市川地区	H12.8	12.6 ha	470人
〃	鎌原地区	H13.4	4.8 ha	110人
〃	上小副川地区	H14.3	7.4 ha	170人
〃	富士北部地区	H19.5	36.2 ha	780人
合計			232.0 ha	4,790人

### 第16条（対象施設）

#### 1 管路

事業区分	処理区/地区名	管渠 (分流式)	マンホール ポンプ*	宅内マンホール ポンプ*	マンホール	公共ます
特環*	富士南部処理区	35,678.9 m	30台	15台	1,031基	767箇所
農集*	無津呂地区	14,238.8 m	10台	10台	2,361基	778箇所
〃	藤瀬地区	15,328.8 m	15台	4台		
〃	杉山地区	1,556.3 m	1台	0台		
〃	合瀬地区	3,738.1 m	2台	1台		
〃	市川地区	5,934.0 m	9台	3台		
〃	鎌原地区	2,165.2 m	3台	2台		
〃	上小副川地区	4,276.9 m	4台	4台		
〃	富士北部地区	13,683.5 m	14台	4台		
農集合計		60,921.6 m	58台	28台		
合計		96,600.5 m	88台	43台	3,392基	1,545箇所

※特環 = 特定環境保全公共下水道事業、農集 = 農業集落排水事業

#### 2 処理場

事業区分	処理区/地区名	供用開始	処理方法/型式	処理能力	敷地面積
特環*	富士南部処理区	H14.4	OD法	1,900m <sup>3</sup> /日	11,206.32m <sup>2</sup>
農集*	無津呂地区	H9.5	JARUS-III96型	211.0m <sup>3</sup> /日	1,529.00m <sup>2</sup>
〃	藤瀬地区	H13.4	JARUS-III96型	211.0m <sup>3</sup> /日	3,890.00m <sup>2</sup>
〃	杉山地区	H11.3	JARUS-S96型	54.0m <sup>3</sup> /日	2,047.00m <sup>2</sup>
〃	合瀬地区	H11.4	JARUS-S96型	51.0m <sup>3</sup> /日	1,679.00m <sup>2</sup>
〃	市川地区	H12.8	JARUS-XIV型	126.9m <sup>3</sup> /日	1,428.00m <sup>2</sup>
〃	鎌原地区	H13.4	JARUS-S96型	29.7m <sup>3</sup> /日	1,494.00m <sup>2</sup>
〃	上小副川地区	H14.3	JARUS-S96型	45.9m <sup>3</sup> /日	2,894.00m <sup>2</sup>
〃	富士北部地区	H19.5	JARUS-XIV型 連続流入間欠ばっ気方式	235.0m <sup>3</sup> /日	3,241.00m <sup>2</sup>

※特環 = 特定環境保全公共下水道事業、農集 = 農業集落排水事業

## 第3章 業務範囲

### 第17条（資料の収集・整理）

#### 1 施設情報の収集・整理

##### （1）上位計画・関連計画の収集・整理

業務遂行に必要となる各種計画資料を収集・整理する。なお、以下に示す項目のほかについても収集・整理の必要がある場合は、発注者と協議調整の上整理する。

- ・佐賀市下水道事業ウォーターPPP 基礎調査業務委託報告書
- ・佐賀市公共下水道全体計画
- ・佐賀市公共下水道事業計画
- ・佐賀市下水道ストックマネジメント計画
- ・佐賀市下水道総合地震対策計画
- ・佐賀市公共下水道施設耐水化計画
- ・農業集落排水事業事業計画（8地区）
- ・農業集落排水事業事業（機能強化）計画
- ・佐賀市上下水道ビジョン（佐賀市上下水道局経営戦略）
- ・その他業務遂行上必要となる資料

##### （2）維持管理及び建設改良資料の収集・整理

業務遂行に必要となる各種維持管理及び建設改良資料を収集・整理する。なお、以下に示す項目のほかについても収集・整理の必要がある場合は、発注者と協議調整の上整理する。

- ・現行の各種維持管理業務委託仕様書
- ・管路の維持管理（清掃、点検、調査、修繕、事故、苦情等）に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ・管路の建設改良（更新、長寿命化対策等）に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ・処理場の保全管理（点検、調査、修繕、故障等）に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ・処理場の運転管理（水量、水質、ユーティリティ等）に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ・その他業務遂行上必要となる資料

### 第18条（参入意向調査）

前条の整理及び検討結果に加え、佐賀市下水道事業ウォーターPPP 基礎調査業務委託報告書を踏まえ具体的なスキーム（要求水準書：素案）等を作成した上で、民間企業の参入意思や官民

連携における業務内容に対する意見を把握するものとする。

なお、参入意向調査は、アンケート調査、個別対話等で行うものとし、前項要求水準書：素案に対する概算事業費についても整理するものとする。

## 第19条（事業スキーム・調達方法の選定）

### 1 事業スキームの選定

佐賀市下水道事業ウォーターPPP基礎調査結果を踏まえ、事業スキームの再整理を行うものとする。なお、本市では「ウォーターPPPレベル3.5」で事業実施する方針となっているが、前条の結果を踏まえ必要に応じて事業スキームの調整を図るものとする。

### 2 調達方法の選定

令和10年4月から開始予定の事業着手にあたり、事業者選定のための調達方法（案）を検討するものとする。なお、他都市事例等を収集整理し、事業者選定の方法等可能な範囲で検討するものとする。

## 第20条（法的制約・官民リスク分担の検討）

官民連携事業を実施するにあたって、遵守すべき法令、補助制度などの支援措置や課題を整理し課題をクリアする方策等について先行事例を参考に検討する。また、官民連携事業の実施にあたり特に留意すべきリスクを特定し、そのリスク分担を検討、リスク分担表として整理する。

## 第21条（導入効果の検証）

導入効果は、施設管理（モノ）、財務管理（カネ）、執行体制（人）の視点で定量的・定性的に評価する。特に執行体制（人）については、業務を個々の活動に分類し定性的に評価する。

## 第22条（モニタリング体制・方法の検討）

官民連携の実施期間におけるモニタリング体制・方法について検討する。検討にあたっては、事業実施者が実施するセルフモニタリングと管理者が実施するモニタリングに区分し方法を検討する。

### 第23条（照査）

業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用して業務の高い質を確保し、成果図書に誤りがないよう照査を実施する。

### 第24条（報告書の作成）

前項までの検討結果を踏まえ、検討内容、検討結果等について、分かりやすく報告書に取りまとめる。

なお、報告書作成にあたっては、庁内説明等に必要な概要版を作成する。

### 第25条（打合せ協議）

本業務の設計協議は、着手時、中間（3回）、完了時の合計5回程度とする。また、発注者及び受注者協議の上、必要に応じて補足的な協議を行うものとする。

### 第26条（その他）

参入意向調査の結果については、企業等の個別情報が開示されない範囲において可能な範囲で取り纏めるものとする。

参考資料に関しては、官民連携に関わるガイドラインや他都市事例を収集整理した上で、本市に有益な資料を作成するものとする。なお、参考資料として整理すべき事項については、発注者と協議調整し決定するものとする。

本業務の報告書本編については、開示資料（特許等に関わるもの以外）として提供を予定している。

### 第27条（提出図書）

本業務の提出図書及び部数を以下に示す。

項 目	部 数	形 式
報告書	2部	A4版製本
概要版	10部	A4版製本
議事録	2部	A4版製本
電子成果	2部	CD (DVD) -R